

件 名	堺市ものづくり投資促進条例（案）について
経過・現状 政策課題	<p>【経過】</p> <p>平成17年4月 堺市企業立地促進条例施行 平成22年4月 同条例の一部改正 （300億円以上の投資に対する市税の軽減期間を10年から5年へ） 平成24年4月 同条例の一部改正（平成27年3月末まで） （対象地域を臨海部の工業系地域から市内全域の工業系地域へ）</p> <p>【これまでの成果】</p> <p>○延べ認定件数85件、投資額約9,550億円、総雇用者数約5,600人 ○うち内陸部の認定件数10件、投資額約165億円、雇用見込数96人 ○平成18年度から平成25年度までの条例による税収増は84億円</p> <p>【現状・課題】</p> <p>○ 国際間競争が激化するなど、本市の基幹産業であるものづくりは、さらなる成長に向けた投資が必要となっている。 ○ 工業に適した地域において、工場跡地に住宅や店舗等の建設が進むなど、工場用地が減少傾向にある。 ○ 平成24年度に市内全域の工業系地域へ対象を拡大したこともあり、市内に本社を有する企業の投資が進み、地域に根ざした事業活動が活発化しつつある。</p>
対応方針 今後の取組 （案）	<p>【対応方針】</p> <p>○ 「堺市企業立地促進条例」を全部改正のうえ、「堺市ものづくり投資促進条例」とし、5年間延長する。 ○ 企業の誘致・投資を促進する本条例の運用を中心に、産業集積の高度化、ものづくりと環境との調和、産業用地の維持及び創出に向けた取り組みをさらに強化し、企業投資促進施策を総合的に取り組み、本市の基幹産業であるものづくりを持続的に発展させる。</p> <p>【改正の狙い】</p> <p>○成長発展に向けた投資の促進 ○土地取得を伴う投資の誘導 ○本社機能の誘致</p> <p>【条例の内容】</p> <p>○対象業種：製造業（植物工場を含む）、電気・ガス・熱供給・水道業（新エネルギー関連） 情報通信業、運輸業、学術研究、専門・技術サービス業 ○対象地域：堺市内のうち、工業専用地域、工業地域、準工業地域に該当する地域 ○適用期間：5年間 ○優遇措置：固定資産税（家屋、償却資産）、都市計画税（家屋）、および事業所税（資産割）の軽減（別添資料のとおり） ○施行期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日</p> <p>【目標】 認定投資額500億円（5年間） 堺市マスタープランの目標値（平成32年度）である条例認定投資額（平成17年度からの累計）約1兆円を平成31年度に1年前倒しで達成</p> <p>【今後のスケジュール（案）】</p> <p>平成27年2月 第1回市議会定例会へ提案 平成27年4月 条例施行</p>
効果の想定	<p>○基幹産業であるものづくりの持続的な発展 ○産業空洞化の防止 ○雇用機会及び事業機会の拡大</p>
関係局との 政策連携	財政局

# 堺市ものづくり投資促進条例(案)

## — 企業立地促進条例の改正 —

堺市

### 条例改正までの経緯

企業の市外流出

雇用や税収の落ち込み

臨海部の大規模未利用地

現行

- ◎堺市企業立地促進条例を制定(平成17年4月1日)
  - ・臨海部に企業投資を誘導するため、企業投資に対する市税の軽減を実施
- ◎堺市企業立地促進条例を改正
  - ・H22年 300億円以上の投資に対する市税の軽減期間を10年から5年に改正
  - ・H24年 対象地域を臨海部の工業系地域から市内全域の工業系地域に拡大

企業投資が進み地域経済が発展 ⇒ 雇用創出や税収の増加に効果

企業間競争の激化

工業用地の減少

本社機能の誘導

改正

- ◎現行条例を『堺市ものづくり投資促進条例』に改正  
(期間:平成32年3月31日まで)

本市の基幹産業であるものづくりの持続的な発展へ

### 現行条例の成果

- H17年企業立地促進条例施行以降、H26年10月までの成果  
認定件数は延85件、認定投資額合計は約9,550億円、総雇用者数は約5,600人  
⇒堺市マスタープランの目標：H27年度に認定投資額9,500億円を1年前倒しで達成  
⇒製造品出荷額等は、H16年 2兆1,346億円からH24年3兆4,575億円に増加(全国8位)
- H24年度から条例対象地域を臨海部に加え、内陸部も含む工業系地域に拡大  
内陸部の認定件数10件 投資見込額165億円 雇用見込数96人(平成26年10月時点)  
⇒内訳：中小企業8件、堺市本社9件(他市から移転1件)、土地取得を伴う新規立地6件
- H18年度からH25年度までの条例による税収増 累計は84億円  
(軽減対象である固定資産税の家屋、償却資産、都市計画税の家屋、事業所税の資産割に限る累計)

### 条例改正に向けた現状及び課題

- 国際的な企業間競争の激化  
本格的な人口減少社会への突入による内需の減少、国際的な企業間競争の激化など、企業を取り巻く情勢が厳しくなる中で、事業再編等による産業空洞化の懸念がある。本市の基幹産業であるものづくりの持続的な発展に向け、さらなる成長に向けた投資が必要となっている。
- 工業用地の減少  
工業に適した地域において、工場跡地に住宅や店舗の建設が進むなど、工業用地が減少傾向にある。また、工業集積地域での住工混在の進展による操業環境の悪化も課題となっている。
- 本社機能の誘導  
平成24年度より条例対象区域を内陸部にも拡大したこともあり、堺市に本社を有する企業の投資が進み、事業機会や雇用機会の拡大につながる地域に根ざした事業活動が活発化しつつあり、さらにこのような投資を誘導する必要がある。

## 対応方針(企業投資促進施策全体のスキーム)

### ①企業誘致・投資の促進(堺市ものづくり投資促進条例)

市内企業のさらなる成長発展に向けた投資、土地取得や本社機能の誘致など、地域に根付ざした投資を促進し、雇用機会及び事業機会の拡大を図る。

本市の基幹産業であるものづくりの  
持続的な発展へ

### ②産業集積の高度化

市内企業の流出防止と定着化を図るため、研究開発機能強化を進めるマザー工場化支援補助金等の支援策を講ずる

### ③ものづくりと環境との調和

工場周辺の地域の住環境との調和を図るため、操業環境の改善等を行おうとする企業に対する支援策を講ずる

### ④産業用地の維持及び創出

産業用地の維持創出を図るため、工業適地の工業利用の持続化や産業用地の創出などの支援策を講ずる

## 堺市ものづくり投資促進条例(案)の内容

改正の狙い

### 成長発展に向けた投資の促進

市内企業のさらなる成長発展に向けた投資を促進し、産業空洞化を防ぎ、地域産業の持続的な発展をめざす

### 土地取得を伴う投資の誘導

工業適地における工場立地を促進し、ものづくり産業集積の持続化を推進するため、土地取得を伴う投資を誘導

### 本社機能の誘致

地域に根ざした経済活動を活発化させ、雇用機会や事業機会の拡大を図るため、本社機能を誘致

■対象事業 ○製造業(植物工場を含む) ○電気・ガス・熱供給・水道業(新エネルギー関連)

○情報通信業 ○運輸業 ○学術研究、専門・技術サービス業

■対象地域 堺市内のうち、工業専用地域、工業地域、準工業地域に該当する地域

■適用期間 5年間

■優遇内容 固定資産税(家屋、償却資産)、都市計画税(家屋)、および事業所税(資産割)の軽減

○投資額基本要件 投下固定資産額(土地を除く) 10億円以上(中小企業は1億円以上)	1/2軽減
○投資額基本要件に加え土地取得1000㎡以上(市内本社の場合300㎡以上)を伴い、 建物を新增設または取得(ただし、市外からの新規立地の場合、市内雇用者1/5以上必要)	2/3軽減
○投資額基本要件に加え市外から本社を移転し、土地取得300㎡以上を伴い、 建物を新增設または取得(市内雇用者1/5以上必要)	3/4軽減

※現行の投資規模に応じた軽減制度(通常1/2・300億円以上2/3・600億円以上4/5)から、上記内容に変更

## 条例の施行期間と目標

### ■施行期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

### ■目 標

認定投資額500億円(5年間) ⇒ 堺市マスタープランの目標値(平成32年度)である条例認定投資額(平成17年度からの累計)約1兆円を平成31年度に1年前倒して達成

## 堺市ものづくり投資促進条例（案）

堺市企業立地促進条例（平成17年条例第21号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の区域内（以下「市内」という。）における工業に適した土地（以下「工業適地」という。）に企業投資を誘導することにより、本市における雇用機会及び事業機会の拡大並びに産業の空洞化の防止を図り、もって、本市の基幹産業であるものづくりの持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の者（会社に限る。）であつて事業を営むものをいう。
- (3) 企業立地 別表第1に定める区域（以下「対象区域」という。）内において、別表第2に定める事業を営む企業（個人事業者を含む。以下同じ）が、固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。）である家屋（住家及び店舗を除く。以下同じ。）を取得し、新築し、増築し、賃借し、若しくは建替えにより、又は法第341条第4号に規定する償却資産を取得して、特定事業所等の新設、拡張又は移転を行うことをいう。
- (4) 建替え 自己の用に供している建物の全部又は一部を除却して、新たに建物を建築し、又はその一部を建て替え、特定事業所等の拡張又は機能の向上を図ることをいう。
- (5) 特定事業所等 企業がその企業立地の主たる目的である事業の用に供するために対象区域内に設置する家屋であつて、法第701条の31第1項第5号の事業所等に該当するもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第12項の工業専用地域に建設することができない建物以外の建物のうち、別表第2に定める事業の用に供する工場、倉庫、事務所及び試験研究施設に限るものとし、これらの附帯施設を含むものとする。）をいう。
- (6) 投下固定資産額 企業が特定事業所等の新築、増築及び建替え並びに特定事業所等における事業の用に供する償却資産の取得に要した費用の合計額をいう。
- (7) 本社 企業の事業、業務等を統括する施設であつて、本店として登記がなされているものをいう。

（企業立地計画の認定等）

第3条 投下固定資産額が中小企業者にあつては100,000,000円以上、大企業者にあつては1,000,000,000円以上の企業立地を行おうとする企業で、第8条に規定する不均一課税に係る措置（以下「不均一課税措置」という。）を受けようと

するものは、規則で定めるところにより企業立地に係る計画書（以下「企業立地計画」という。）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 企業立地計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 認定を受けようとする企業の概要
- (2) 企業立地を行う土地、家屋及び償却資産の概要、価額及び権利関係に関する事項
- (3) 企業立地に係る資金計画、事業計画、雇用計画及び環境計画
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定による企業立地計画の提出があった場合は、次に掲げる事項について審査し、適当と認めるときは、当該企業立地計画を認定するものとする。

- (1) 企業立地計画が本市の地域経済の発展に資するものであること。
- (2) 企業立地計画が環境保全等に配慮したものであること。
- (3) 企業立地計画が企業の資力、信用及び経営能力の面から適切であること。
- (4) 法人（法第294条第8項の規定により法人とみなされるものを含む。）の場合にあっては暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）に該当せず、かつ、その役員（同法第9条第21号ロに規定する役員等をいう。以下同じ。）が同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）に、個人の場合にあっては暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと。

4 前項の規定により企業立地計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）は、規則で定める期間内に、当該認定を受けた企業立地計画（以下「認定計画」という。）に従い、認定計画に記載された事業（以下「認定事業」という。）を開始しなければならない。

（認定計画の変更）

第4条 認定企業は、認定計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の承認について準用する。

（承継）

第5条 合併、営業譲渡、持ち株会社化、相続その他の理由により、認定企業の事業を承継した企業は、市長の承認を得て、被承継者の認定に係る権利義務を承継することができる。

（認定事業の届出）

第6条 認定企業は、認定事業を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（不均一課税に関する申請）

第7条 認定企業は、次条第1項又は第2項の規定により不均一課税措置を受けようとするときは、規則で定めるところにより、申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。当該申請書等の記載事項に変更が生じ、又はこれらの規定の適用を受ける理由がなくなった場合も、また同様とする。

(市税の不均一課税)

第8条 認定企業が、認定計画に基づいて新築し、増築し、又は建替えを行った家屋及び取得した償却資産で、規則で定めるもの(増築した家屋については、当該増築部分に限る。以下「対象固定資産」という。)に対して課する固定資産税又は都市計画税の額は、認定事業を開始した日の属する年の翌年の1月1日(当該認定事業を開始した日が1月1日である場合は、その日)を賦課期日とする年度から起算して5年度分限り、堺市市税条例(昭和41年条例第3号。以下「市税条例」という。)の規定により課すべき固定資産税又は都市計画税の額に第3項に規定する割合を乗じて得た額とする。

2 認定企業が、認定計画に基づいて新築し、増築し、又は建替えを行った特定事業所等に対して課する事業所税(市税条例第88条第1項に規定する資産割に限る。以下同じ。)の額は、認定事業を開始した日の属する事業年度から、当該認定事業を開始した日から5年を経過する日以後最初に終了する事業年度まで(個人事業者については、同項の規定の適用を受けることとなった年から起算して5年を経過する年まで)に限り、市税条例の規定により課すべき事業所税の額に次項に規定する割合を乗じて得た額とする。ただし、増築し、又は建替えを行った特定事業所等については、これらの行為により増加することとなった面積分に限る。

3 前2項の割合は、次のとおりとする。

(1) 新たに次に掲げる土地(認定企業の役員又は認定企業と規則で定める資本関係にある企業から取得した土地を除く。以下この号及び次号において同じ。)を取得し、当該土地に特定事業所等を取得し、新築し、又は増築する場合 3分の1

ア 本社所在地が本市の区域外(以下「市外」という。)に存し、市内に事業所を有する企業であるときは、1,000平方メートル以上の土地

イ 本社所在地が市外に存し、新たに市内に事業所を設立する企業で、かつ、特定事業所等に係る雇用者の2割以上が市内に居住する者(以下「市内居住者」という。)であるときは、1,000平方メートル以上の土地

ウ 本社所在地が市内に存する企業であるときは、300平方メートル以上の土地

(2) 新たに300平方メートル以上の土地を取得し、当該土地に特定事業所等を取得し、新築し、又は増築したうえで、本市外から市内に本社移転を行い、かつ、特定事業所等に係る雇用者の2割以上が市内居住者である場合 4分の1

(3) 前2号以外の場合 2分の1

4 第2項の規定の適用を受ける特定事業所等であるか否かの判定は、市税条例第88条第1項の課税標準の算定期間の末日の現況により行うものとする。

(認定企業の遵守事項)

第9条 認定企業は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) この条例の趣旨を尊重するとともに、認定事業を本市において10年以上継続するよう努めること。
- (2) 認定事業に係る従業者を雇用しようとするときは、市内居住者を雇用するよう努めるとともに、認定事業の実施に当たっては、地域の企業等及び研究機関との連携に努めること。
- (3) 関係法令を遵守するほか、固定資産税その他の公租公課を滞納しないこと。

(認定の取消し等)

第10条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、認定計画に係る認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により不均一課税措置を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、関係法令の違反、納税義務の懈怠その他著しく社会的信用を失墜させる行為をしたとき。
- (3) 認定事業の長期にわたる休止若しくは廃止又は認定計画に従った企業立地の実施がなされていないとき。
- (4) 暴力団、暴力団員若しくは暴力団密接関係者であり、又は企業の役員が暴力団員若しくは暴力団密接関係者であると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長において認定を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定計画を取り消した企業に対し、不均一課税措置を受けた市税等の額と当該不均一課税措置を受けなかった場合におけるその額との差額に相当する額を本市に納入させることができる。

(報告及び立入検査)

第11条 市長は、適正な不均一課税措置を確保するため必要があると認めるときは、認定企業に対し、規則で定めるところにより、必要な報告を求め、又は当該職員をしてその事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿、書類等を検査させることができる。

(企業立地に係る奨励策)

第12条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、不均一課税措置のほか、産業集積の高度化、ものづくりと環境との調和、産業用地の維持及び創出、企業等における有益な情報の提供に関する施策その他企業立地を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税又は都市計画税に係る適用区分)

- 2 改正後の堺市ものづくり投資促進条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年4月1日以後に取得され、新築され、増築され、又は建替えが行われた対象固定資産に対して課する平成28年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用する。

(事業所税に係る適用区分)

- 3 新条例の規定は、平成27年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成27年分以後の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用する。

(旧条例に係る経過措置)

- 4 平成27年3月31日までに改正前の堺市企業立地促進条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項に規定する企業立地計画に係る認定の申請を行った企業等については、なお従前の例による。ただし、旧条例第6条第1項の規定により認定計画に係る変更の承認を受けることができる期限は、当該認定を受けた日から起算して3年を経過した日とする。

(新条例の失効)

- 5 新条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(新条例の失効に伴う経過措置)

- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以前に認定を受けた企業立地計画（以下「認定計画」という。）に基づき対象固定資産を取得し、新築し、増築し、又は建替えを行った認定企業については、なお従前の例による。ただし、第4条第1項の規定により認定計画に係る変更の承認を受けることができる期限は、その認定を受けた日から起算して3年を経過した日とする。

- 7 附則第5項の規定にかかわらず、平成32年4月1日から平成35年3月31日までの間に、認定計画に基づき特定事業所等を取得し、新築し、増築し、賃借し、若しくは建替えを行った企業については、新条例は、なおその効力を有する。この場合において、第4条第1項中「承認を」とあるのは、「承認を、当該認定計画の認定を受けた日から3年以内に」と読み替えて適用する。

別表第1（第2条関係）

市内のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第10項に規定する準工業地域、同条第11項に規定する工業地域又は同条第12項に規定する工業専用地域に該当する区域

別表第2（第2条関係）

日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）において分類された製造業、電気・ガス・熱供給・水道業（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）第2条に規定する新エネルギー利用等に係るものに限るものとし、水道業を除く。）、情報通信業、運輸業、郵便業（郵便業（信書便事業を含む。）を除く。）又は学術研究、専門・技術サービス業（学術・開発研究機関に係るものに限る。）に該当する事業その他規則で定める事業（日本標準産業分類の細分類以下に分類されるものに限る。）